1 届出が必要となる行為

景観法・景観条例、屋外広告物条例、土地利用調整条例により、それぞれ行為の種類ごとに、届出が 必要となる規模を面積や高さにより定めています。届出が必要となる行為について次の表に示します。

※各条例により届出が除外されるものについては、次項(届出の適用除外)をご覧ください。

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例、広告物等:屋外広告物条例

	行為の)種類	届出が必要となる規模	関連条例
	新築・増築・改築・移	転	○建築面積が 500 m²を超えるもの	景観・調整
建			○床面積の合計が500㎡を超えるも	景観
hote:			O	
築			○高さが 10mを超えるもの	景観・調整
物	外観の変更となる修繕	・模様替・色彩の変更	○変更に係る面積が400㎡を超える	景観
			もの	
	新設・増築・改築・移	①煙突の建設等	○高さが 10mを超えるもの	景観
	転	②鉄筋コンクリート造の		
		柱、鉄柱、木柱その		
	外観の変更となる修	他これらに類するも		
	繕・模様替・色彩の変	の(電気供給又は電		
	更	気通信のための施設		
		を除く) の建設等		
		③高架水槽、物見塔		
		その他これらに類す		
工		るものの建設等		
作		④ウォーターシュート、コースター、		
''		メリーゴーランド、観覧車、		
物		飛行塔その他これら		
		に類する遊戯施設の		
		建設等		
		⑤コンクリートフ [®] ラント、クラッ	○高さが 10mを超えるもの	
		シャープラントその他これ	○築造面積が 500 m²を超えるもの	
		らに類するものの建		
		設等		
		⑥自動車車庫の用途		
		に供する施設の建設		
		等		

	行為の		届出が必要となる規模	関連条例
	新設・増築・改築・移	⑦飼料、肥料、石油、	○高さが 10mを超えるもの	景観
	転	ガス等を貯蔵する施	○築造面積が 500 m²を超えるもの	
		設の建設等		
	外観の変更となる修	⑧汚物処理場、ごみ		
	繕・模様替・色彩の変	焼却場その他の処理		
	更	施設の建設等		
		⑨電気供給又は電気	○高さが 20mを超えるもの	
		通信のための施設の		
工.		建設等		
		⑩擁壁(開発行為又	○高さが4mを超えるもの	
作		は土地の形質の変更	○高さが3mを超え、かつ長さが30	
		に係るものに限る)	mを超えるもの	
物		の建設等		
		①太陽光発電施設	○設置面積が 500 m²を超えるもの	景観・調整
		(一団の土地又は水	○高さが 10mを超えるもの	
		面に太陽電池モジュ	注)連続して設置する場合にあって	
		ールを設置するもの	は、連続する太陽電池モジュールの	
		をいい、建築物の屋	うち、最下部に位置するものの下端	
		根、屋上等に設置す	を地盤面として、その地盤面から最	
		るものを除く。) の建	上部に位置するものの上端までの	
		設等	高さが 10mを超えるもの	
	主として建築物の建築	受又は特定工作物の建	○土地の面積が 500 m を超えるもの	景観・調整
	築の用に供する目的で	で行う土地の区画形質	○高さが 4 mを超える法を生ずる	景観
HH	の変更		もの	
開			○法の長さが 30mを超える場合は、	
発	注) 自己の居住の用に信	共する目的で行うもの	その高さが3mを超える法を生ず	
行	を除く		るもの	
為	注) 開発区域が都市計画	画区域内で 3,000 m ² 以	○住宅の計画戸数が5を超えるも	調整
	上のもの又は都市計画	区域外で 10,000 ㎡以	O	
	上のものは、都市計画	法第29条の許可が必		
	要			
	土地の開墾、土石の採	取、鉱物の掘採その他	○土地の面積が 1,000 ㎡を超えるも	景観・調整
土地	の土地の形質の変更		Ø	
\mathcal{O}			○高さが4mを超える法を生ずる	景観
形質の	注)景観:公共土木工		もの	
の変更	注)調整:土石の採取	、鉱物の掘採を除く	○法の長さが 30mを超える場合は、	
更			その高さが3mを超える法を生ず	
			るもの	

	行為の	種類	届出が必要となる規模	関連条例
木竹の植栽又は伐採	植栽木竹の値栽又は伐採		 ○景観に関する届出が必要となる、次の行為に伴って行われるもの ● 建築物の建築等 ● 工作物の建設等(コンクリートプラント類、自動車車庫、貯蔵施設、処理施設) ● 開発行為 ● 土地の形質の変更 ● 木竹の伐採 ● 物件の堆積 ● 水面の埋立て・干拓 	景観
	伐採		○面積が、1,000 ㎡を超えるもの	
物件の堆積	屋外における土砂、廃 の物件の堆積 注)公共土木工事に係		○高さが3mを超えるもの○面積が500 m²を超えるもの	景観
埋立・干拓	水面の埋立て又は干拓		○面積が 1,000 ㎡を超えるもの	景観
特定照明	夜間において、公衆の行 定の期間継続して建築 は物件(屋外にあるもの いて行う照明	物その他の工作物又	○照明の対象面積が50㎡を超えるもの注)30日を超えない場合や、祭典その他地域の行事により行う場合は除く	景観
屋外広告物又は屋外広告物を掲出す	これらに類するもの	新設・増築・改築・ 移転、外観を変更す ることとなる修繕・ 模様替・色彩の変更	○新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが4mを超えるもの ○広告物等の一の面の表示面積(その最大見つけ面積の合計による。以下同じ。)が5㎡を超えるもの ○表示面積の合計(同一の者が50m以内に表示し、又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、及び、下欄の表示面積の合計を含む。)が10㎡を超えるもの	広告物等

	行為の種類		届出が必要となる規模	関連条例
	建築物又は工作物(広	新設・増築・改築・	○広告物等の一の面の表示面積(建	広告物等
	告塔、広告板その他こ	移転、外観を変更す	築物又は工作物の一の面に表示し、	
	れらに類するものを	ることとなる修繕・	又は設置する広告物等は一の広告	
	除く。)の外観に広告	模様替・色彩の変更	物等とみなす。)が5㎡を超えるも	
	物の表示又は設置が		O	
	されるもの		○表示面積の合計(同一の者が 50	
层			m以内に表示し、又は設置する広告	
上外			物等は、一の広告物等とみなし、及	
告			び、上欄の表示面積の合計を含む。)	
物又			が 10 ㎡を超えるもの	
/ は 	広告物等の改造		○広告物等を改造して上記に掲げ	
外			る規模となる行為	
占告	自己用(自己の事業又	新設・増築・改築・	○新設、増築、改築、移転に係る部	
物を	は営業に関し、自己の	移転、外観を変更す	分の高さが4mを超えるもの	
掲出	住居、事務所、営業所	ることとなる修繕・	○広告物等の表示面積の合計(下欄	
屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の	等に表示又は設置す	模様替・色彩の変更	の表示面積の合計を含む。) が 15 ㎡	
	るもの)の広告塔、広		を超えるもの	
件の	告板その他これらに			
表示、	類するもの			
	自己用の建築物又は	新設・増築・改築・	○広告物等の表示面積の合計(上欄	
設置又は	工作物(広告塔、広告	移転、外観を変更す	の表示面積の合計を含む。) が 15 ㎡	
又	板その他これらに類	ることとなる修繕・	を超えるもの	
改	するものを除く。)の	模様替・色彩の変更		
造	外観に広告物の表示			
	又は設置がされるも			
	の			
	自己用の広告物等の改造		○広告物等を改造して上記に掲げ	
			る規模となる行為	
	発光ダイオードその他の乳		○発光部分の面積が3㎡を超える	
	よる広告物等		もの	

景観法・飯田市景観条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない

- ◎景観法第16条第7項、景観法施行令第8条から第10条まで【抜粋】
 - 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - (1) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - (2) 仮設の工作物の建設等
 - (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ① 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ② 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ③ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ④ 仮植した木竹の伐採
 - ⑤ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - (4) その他、次に掲げる行為
 - ① 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ② 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の建築等
 - ・工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。) の建設等
 - ・木竹の伐採
 - ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(高さ1.5m以下のものを除く。)
 - 特定照明
 - ③ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ・建築物の建築等
 - ・高さが 1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ・用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - 土地の開墾
 - ・森林の皆伐
 - ・水面の埋立て又は干拓
 - 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為

◎飯田市景観条例 第9条第5項【抜粋】

- 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 又は色彩の変更
- 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- 農林漁業を営むために行う森林の皆伐(飯田市緑の育成条例第 15 条第 1 項に規定する指定植物の皆伐を除く。)
- 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
- (1) 農林漁業を営むために行うもの

- (2) 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- 農林漁業を営むために行う水面の埋立て又は干拓(飯田市緑の育成条例第15条第1項に規定する指定植物に係る行為を除く。)
- 公共的団体(景観整備機構)が行う行為
- 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観の育成のための 措置が講じられるもの
- (1) 文化財保護法第 43 条の 2 第 1 項又は第 127 条第 1 項の規定により届け出て行う行為及び同法第 143 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき許可を受けて行う行為
- (2) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第1項に規定する森林保健機能増進計画(森林法第 11条第5項(同法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けたものに限 る。)に従って行う行為
- (3) 土地区画整理法第4条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為
- (4) 自然公園法第 10 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第 33 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
- (5) 都市再開発法第7条の9第1項の規定による許可を受けた第1種市街地再開発事業の施行として行う 行為及び同法第8条第1項に規定する市街地再開発組合が第1種市街地再開発事業の施行として行う行 為
- (6) 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う行為
- (7) 飯田市景観条例第29条第1項の規定により届け出て行う行為
- (8) 長野県立自然公園条例第6条の3第3項の規定による認可又は第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第20条第1項の規定により届け出て行う行為
- (9) 長野県自然環境保全条例第10条第3項の規定による許可を受けて行う行為
- (10) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第13条第1項(第34条において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項(第29条及び第34条において準用する場合を含む。)又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為
- (11) 飯田市文化財保護条例の規定により許可を受けて行う行為又は届け出て行う行為
- 飯田市緑の育成条例第 11 条又は同条例第 13 条において定める行為
- (1) 公共性が特に高い事業の実施に係る行為
 - ・都市緑地法施行令第3条各号に掲げるもの(電気供給又は電気通信のための施設の建設等を除く。)
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる行為
- (3) 飯田市緑の基本計画に定められた緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う 行為
- (4) 都市緑地法第 24 条第1項の管理協定に定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関して必要と される施設の整備に関する事項に従う行為
- (5) 都市緑地法第 55 条第1項又は第2項の市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に関する事項に従う行為
- (6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・都市緑地法施行令第4条各号に定めるもの(電気供給又は電気通信のための施設の建設等を除く。)

飯田市土地利用調整条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等
- 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
- (1) 農林漁業を営むために行うもの
- (2) 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- 国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体(景観整備機構)が行う行為
- 法令の規定に基づき許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為
- (1) 文化財保護法第 43 条の 2 第 1 項又は第 127 条第 1 項の規定により届け出て行う行為及び同法第 143 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき許可を受けて行う行為
- (2) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第1項に規定する森林保健機能増進計画(森林法第 11条第5項(同法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けたものに限 る。)に従って行う行為
- (3) 土地区画整理法第4条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為
- (4) 自然公園法第 10 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第 33 条第 1 項の規定により届け出て行う行為
- (5) 都市再開発法第7条の9第1項の規定による許可を受けた第1種市街地再開発事業の施行として行う 行為及び同法第8条第1項に規定する市街地再開発組合が第1種市街地再開発事業の施行として行う行 為
- (6) 長野県立自然公園条例第6条の3第3項の規定による認可又は第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第20条第1項の規定により届け出て行う行為
- (7) 長野県自然環境保全条例第10条第3項の規定による許可を受けて行う行為
- (8) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第13条第1項(第34条において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項(第29条及び第34条において準用する場合を含む。)又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為
- (9) 飯田市文化財保護条例の規定により許可を受けて行う行為又は届け出て行う行為

飯田市屋外広告物条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない〔抜粋〕

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・広告物等の汚染、たい色、はく離又は破損その他により、塗装又は部材の更新その他の修繕による原 状回復を行う行為(色彩の変更又は材料若しくは形態意匠の変更その他の変更を伴わないものに限 る。)で行為の対象の面積が10㎡を超えない行為
- 次に掲げるものを表示し、設置し、又は改造する行為
- (1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- (2) 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
- (3) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの(表示面積の合計 10 m²以下。景観育成基準に適合するものに限る。)
- (4) 祭典その他慣例上使用するもの (祭典その他年中行事等のためにするもの)
- (5) 一時的又は仮設的なもの (表示期間及び責任者の住所及び氏名を 25cm²の範囲内に明示したもので、 表示期間 30 日を超えないもの)
- (6) 営利を目的としないもの(交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの。会合その他催物に関するもの。はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類。報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件など。)
- 国、地方公共団体又は公共的団体(景観整備機構)が行う行為

1-2 土地利用特定地区、景観育成特定地区において届出が必要となる行為

土地利用調整条例、景観条例、屋外広告物条例に基づく届出に関し、届出が必要となる規模を変更した地区については、次ページからをご覧ください。

(1) 座光寺特定土地利用地区(地区全域)

「建築物」については次の表のとおりです。その他の行為については I-1-1~を参照してください。

(ゴシック太字が変更箇所)

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
	新築・増築・改築・移転	○建築面積が 500 m²を超え	景観・調整
		るもの	
建		○床面積の合計が 500 ㎡を	景観
——————————————————————————————————————		超えるもの	
築		○高さが 10mを超えるもの	景観・調整
		○住宅の計画戸数が9を超	調整
物		えるもの	
	外観の変更となる修繕・模様替・色彩の変更	○変更に係る面積が 400 m ²	景観
		を超えるもの	

なお、座光寺地区においては、市の条例に基づく届出のほかに、屋外広告物及び住宅等の建築について、地域で運用する独自のルールがあります。詳しくは飯田市役所座光寺自治振興センター内、座光寺地域土地利用計画運営委員会へお問い合わせください。

(2) 竜丘景観育成特定地区(地区全域)

「屋外広告物」については次の表のとおりです。その他の行為については I-1-1~を参照してください。 (ゴシック太字が変更箇所)

			(コシック太字が変更箇所)	
	行為	今の種類	届出が必要となる規模	
	広告塔、広告板そ	新設・増築・改築・移	○新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが3m	
	の他これらに類す	転、外観を変更するこ	を超えるもの	
	るもの	ととなる修繕・模様	○広告物等の一の面の表示面積(その最大見つけ面	
		替・色彩の変更	積の合計による。以下同じ。)が3㎡を超えるもの	
			○表示面積の合計(同一の者が 50m以内に表示し、	
			又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、	
			及び、下欄の表示面積の合計を含む。)が6㎡を超	
			えるもの	
	建築物又は工作物	新設・増築・改築・移	○広告物等の一の面の表示面積(建築物又は工作物	
屋	(広告塔、広告板	転、外観を変更するこ	の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広	
外点	その他これらに類	ととなる修繕・模様	告物等とみなす。)が3㎡を超えるもの	
告	するものを除く。)	替・色彩の変更	○表示面積の合計(同一の者が50m以内に表示し、	
物工	の外観に広告物の		又は設置する広告物等は、一の広告物等とみなし、	
は 居	表示又は設置がさ		及び、上欄の表示面積の合計を含む。)が6㎡を超	
外点	れるもの		えるもの	
屋外広告物又は屋外広告物を掲出す	広告物等の改造		○広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行	
物 を			為	
掲出	自己用(自己の事	新設・増築・改築・移	○新設、増築、改築、移転に係る部分の高さが4m	
ずっ	業又は営業に関	転、外観を変更するこ	を超えるもの	
る物件	し、自己の住居、	ととなる修繕・模様	〇広告物等の一の面の表示面積(建築物又は工作物	
件	事務所、営業所等	替・色彩の変更	の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広	
表示	に表示又は設置す		告物等とみなす。)が4㎡を超えるもの	
小、	るもの) の広告塔、		○広告物等の表示面積の合計(下欄の表示面積の合	
設置	広告板その他これ		計を含む。)が8㎡を超えるもの	
又	らに類するもの			
又は改造	自己用の建築物又	新設・増築・改築・移	〇広告物等の一の面の表示面積(建築物又は工作物	
垣	は工作物 (広告塔、	転、外観を変更するこ	の一の面に表示し、又は設置する広告物等は一の広	
	広告板その他これ	ととなる修繕・模様	告物等とみなす。)が4㎡を超えるもの	
	らに類するものを	替・色彩の変更	○広告物等の表示面積の合計(上欄の表示面積の合	
	除く。)の外観に広		計を含む。)が8㎡を超えるもの	
	告物の表示又は設			
	置がされるもの			
	自己用の広告物等の)改造	○広告物等を改造して上記に掲げる規模となる行	
			為	
	発光ダイオードその他	1の発光体を用いた動画	○発光部分の面積が3㎡を超えるもの	
	による広告物等			

(3) 上郷土地利用特定地区、上郷景観育成特定地区(地区全域)

「土地の形質の変更」については次の表のとおりです。その他の行為については I –1–1~を参照してください。

(ゴシック太字が変更箇所)

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の	〇土地の面積が 500 ㎡を超	調整・景観
土地	形質の変更	えるもの	
\mathcal{O}		○高さが4mを超える法を	景観
形質の	注)景観:公共土木工事に係るものを除く	生ずるもの	
の亦	注)調整:土石の採取、鉱物の掘採を除く	○法の長さが 30mを超える	景観
変更		場合は、その高さが3mを超	
		える法を生ずるもの	

なお、上郷地区においては、市の条例に基づく届出のほかに、敷地内における雨水排水処理並びに建築物、工作物及び屋外広告物について、地域で運用する独自ルールがあります。詳しくは飯田市役所上郷自治振興センター内、上郷地域まちづくり委員会へお問い合わせください。

1-3 座光寺地区・上郷地区において届出が必要となる行為

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資する ための届出等に関する条例により、行為の種類ごとに、届出が必要となる規模を面積や高さにより 定めています。届出が必要となる行為について次の表に示します。

※ 届出が除外されるものについては、次項(届出の適用除外)をご覧ください。

景観:景観条例、調整:土地利用調整条例

		行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
	新築・増築・改築・	移転	○建築面積が 500 m²を超え	景観・調整
			るもの	
			○床面積の合計が 500 ㎡を	景観
			超えるもの	
			○高さが 10mを超えるもの	景観・調整
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変		○変更に係る面積が 400 m ²	景観
	更		を超えるもの	
建	大規模の修繕又は力	て規模の模様替	○建築基準法第6条第1項	_
			の規定により建築確認申請	
築			が必要なもの	
	用途の変更		○建築基準法第87条第1項	_
物			において準用する同法第 6	
			条第1項の規定により建築	
			確認申請が必要なもの	
	解体		○建設工事に係る資材の再	_
			資源化等に関する法律(建	
			設リサイクル法)施行令第2	
			条第1項第1号の規定によ	
			り届出が必要なもの	
	新設・増築・改築・	①煙突の建設等	○高さが 10mを超えるもの	景観
	移転	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木		
		柱その他これらに類するもの		
工	外観を変更するこ	(電気供給又は電気通信のた		
	ととなる修繕・模	めの施設を除く)の建設等		
作	様替・色彩の変更	③高架水槽、物見塔その他これ		
''		らに類するものの建設等		
物		④ウォーターシュート、コースター、メリーコ゛ーラ		
		ンド、観覧車、飛行塔その他こ		
		れらに類する遊戯施設の建設		
		等		

		行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
	新設・増築・改築・ 移転 外観を変更するこ ととなる修繕・模 様替・色彩の変更	⑤コンクリートプラント、クラッシャープラント その他これらに類するものの 建設等 ⑥自動車車庫の用途に供する 施設の建設等 ⑦飼料、肥料、石油、ガス等を 貯蔵する施設の建設等 ⑧汚物処理場、ごみ焼却場その 他の処理施設の建設等	○高さが 10mを超えるもの ○築造面積が 500 ㎡を超え るもの	景観
工作		⑨電気供給又は電気通信のための施設の建設等⑩擁壁(開発行為又は土地の形質の変更に係るものに限る)の建設等	○高さが4mを超えるもの	
物		①太陽光発電施設(一団の土地 又は水面に太陽電池モジュー ルを設置するものをいい、建築 物の屋根、屋上等に設置するも のを除く。)の建設等		景観・調整
		建築又は特定工作物の建築の用 立土地の区画形質の変更	○土地の面積が 500 ㎡を超 えるもの	景観・調整
開発行為	注) 自己の居住の用	に供する目的で行うものを除く	○高さが4mを超える法を 生ずるもの○法の長さが30mを超える 場合は、その高さが3mを 超える法を生ずるもの	景観
			○住宅の計画戸数が5を 超えるもの	調整
土地の形質の変更	土地の開墾、土石のの形質の変更	採取、鉱物の採掘その他の土地	○土地の面積が 500 ㎡を超えるもの○高さが4mを超える法を生ずるもの○法の長さが 30mを超える場合は、その高さが3mを超える法を生ずるもの	景観・調整景観

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
木竹の植栽又は伐採	伐採	 ○景観に関する届出が必要となる、次の行為に伴って行われるもの ● 建築物の建築等 ● 工作物の建設等(コンクリートプラント類、自動車車庫、貯蔵施設、処理施設) ● 開発行為 ● 土地の形質の変更 ● 木竹の伐採 ● 物件の堆積 ● 水面の埋立て・干拓 ○面積が、1,000 ㎡を超えるもの 	景観
物件の堆積	屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他の物件 の堆積	○高さが3mを超えるもの○面積が 500 ㎡を超えるもの	景観
埋立 ・ 干 拓	水面の埋立て又は干拓	○面積が 1,000 ㎡を超える もの	景観
特定照明	夜間において、公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る)の外観について行う照明	○照明の対象面積が50㎡を超えるもの注)30日を超えない場合や、祭典その他地域の行事により行う場合は除く	景観

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくり の推進に資するための届出等に関する条例による届出の適用除外

● 次に掲げる行為は届出を要しない

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等
- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、農林漁業を営むために行うもの
- 木竹の伐採で、農林漁業を営むために行う森林の皆伐
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに揚げるもの
- (1) 農林漁業を営むために行うもの
- (2) 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- 水面の埋立て又は干拓で、農林漁業を営むために行うもの